

## 吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成26年2月24日(月)
- 2) 開催場所 吹田商工会議所3階 大会議室
- 3) 開催時間 14:00～16:00
- 4) 出席委員 佐々木委員 小畑委員 井川委員 好見委員 田中委員 阪田委員  
市川委員 西尾委員 高木委員 森田委員 井上委員 金村委員  
後藤委員
- 5) 欠席委員 石川委員
- 6) 出席職員 平野部長 中江次長 中野次長 西田参事 光岡参事 大音主幹  
達脇主査 船越係員
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻になりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催させていただきます。まず、開催に先立ちまして、まち産業活性部長の平野より御挨拶申し上げます。

— 平野部長 あいさつ —

それでは、佐々木会長から御挨拶をお願いいたします。

— 佐々木会長 あいさつ —

ありがとうございました。

次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。「本日の次第」、「資料集」、「参考資料」として「吹田市総合計画(案)吹田2020ロードマップ(抜粋)」でございます。

また、本日お配りさせていただいている資料として、資料集4ページの差し替え資料、吹田市中心企業セミナーのチラシ、すいたんのデザイン使用についてのチラシがございます。

以上、不足はございませんでしょうか。

それでは、これ以後の進行は佐々木会長よりお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。田中委員、好見委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第2「案件」に入ります。

まず、「(1) 平成26年度(2014年度)吹田市商工関係予算について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号1」を御覧ください。

こちらの資料につきましては、本市の商工費につきまして、平成26年度の予算内示額、平成25年度の予算額、そして、平成25年度に対する平成26年度の予算増減額を、商工費の各事業別にお示しをさせていただきます。

本日はこちらの資料の中で、特に予算についての説明が必要であると思われる事業を抜粋させていただいて、各担当者からその内容について御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

— 資料番号1のうち、以下の項目について説明 —

- ・信用保証料補給金
- ・緊急支援助子補給金
- ・開業支援助子補給金
- ・商工業団体事業活動促進補助金交付事業
- ・商店街等商業共同施設事業補助金交付事業
- ・商店街等魅力向上促進事業
- ・ホームページ作成支援事業
- ・企業定着型環境配慮事業補助金
- ・商工振興施策検討事業
- ・市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：今回の資料については、予算額だけではなく決算額がどれぐらいになるのかということが非常に気になります。平成25年度の決算の予測額か、少なくとも平成24年度の決算額を追加していただく方が分かりやすい資料になるのではないかと思います。特に、予算の執行率が全体的にどのくらいになるのかということだけでもお伺いできればと思います。

事務局：資料の作り方につきましては、確かに委員御指摘のように、決算額も含めてお示しをするべき

であったかと思えます。もし、個々の事業について執行率等がお知りになりたいということであれば、御質問いただければと思います。

委員：創業支援型事業所貸借料補助金についてですが、平成26年度の予算額が平成25年度のものとはほぼ同額になっています。その中で、現在、補助金の交付を受けている方々の補助対象期間が2年目あるいは3年目まで延長されるのか、それとも来年度また新規に認定を行うのかということが気になります。

事務局：こちらの補助金は、今年度の優良ビジネスプラン実施事業所貸借料補助金に該当する事業になりますが、今年度において補助対象期間中の事業者が3名おられます。それぞれ補助対象期間は12ヵ月間ですが、そのうち2名の方につきましては今年度の途中から事業を始めておられますので、補助対象期間が来年度まで数ヶ月間またがる形になります。来年度の予算額については、既に交付を予定しているそれらの額も含めての予算額ということになっておりますので、来年度の新規認定については、この予算額の範囲内で行っていくことになります。

委員：私たちはこれまで、吹田市の商工予算は約5億円ということで認識をしていましたが、来年度は約4億円まで下がっており、毎年のように商工予算額が下がっているような気がしています。現在の市政がそれまでの市政と異なっているのは、産業施策が地元経済の維新という形で3つの政策課題の一つに位置付けられているということです。それにもかかわらず、その部分の予算がどんどん削られていくということについて疑問を感じます。

それから、融資の利用者が少ないということも、先ほどの説明の中でおっしゃっていましたが、預託金の額が3億円が変わっていないことは良いのですが、市内事業者の実情を言いますと、銀行から、カードローンを勧められて利用されている方々が非常に多くなっています。通常の融資が審査に1ヶ月近くかかるのに対してカードローンは審査が非常に速いのですが、金融機関は本来、市内の事業者全体を底上げしようという考え方に立って、カードローンよりも公的な融資を勧めるという観点を持たなければならないと思います。ところが、実際はカードローンを利用して、お金が回らなくなってから公的融資を受けるという順番になっている方が多くおられます。公的融資を必要とされている方はたくさんおられますし、そういった方々は銀行、保証協会、公庫の他、市役所にも相談に来られると思います。市役所は、それらの各機関との連携力をしっかりと高めて、融資制度の利用者がもっと増える環境を作り、制度内容も拡充していく必要があると思います。また、商工施策のうち、融資だけがあらゆる方々が活用できる事業ですので、そういう意味でも、融資の部分は絶対に予算を削るべきではないと思います。日本の中小企業施策の最大の施策は融資であり、融資が後退していくということは中小企業施策全体の後退につながっていくと思いますので、来年度以降も予算案を検討される際には是非こういったことを真剣に受け止めていただきたいと思えます。

それから質問ですが、資料の一番上段にある一般事務事業の内容は、職員の方々の人件費ということでしょうか。

委員：一般事務事業の予算額の内容については、地域経済振興室で雇用している臨時雇用員の方々の人件費、それから事務用品費、消耗品費等が主な内容になっておりまして、職員の人件費はこちらに

は含まれておりません。

会 長：御質問に対しては今お答えいただきましたが、初めに委員がおっしゃった御意見に関しては、また次年度以降の検討をお願いしたいと思います。

私も、予算については、商工費の事業別予算だけで議論するのではなく、市の予算全体における商工施策の位置付けを確認することが重要であると思いますので、次年度以降の議論においては、そういったことも含めて御検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

その他、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：先ほどの資料説明の中では説明がなかったのですが、資料の下段にある都市魅力創造戦略策定事業については新たな事業であると思いますので、御説明をお願いできればと思います。

事務局：都市魅力創造戦略策定事業についてですが、現在、吹田市内の各地域において大きなプロジェクトが進められております。具体的には、吹田操車場跡地における国立循環器病研究センター、吹田市民病院等を中心とした医療クラスターの形成、万博南側エリアにおけるサッカー専用スタジアム、エンターテインメント施設の建設、その他、千里ニュータウンのまちづくりや南吹田での新駅の建設などが進んでおり、まちの景色が大きく変わろうとしています。これまでは、それぞれの事業について、それぞれの担当所管が事業のPRを行っていましたが、今年度には、吹田市のまち全体で進められているこれらの取組内容を一つに取りまとめて情報発信していくことを予定しています。更に来年度には、これらの各プロジェクトが影響し合うことによる経済波及効果を算出した上で、それらを盛り込んだ吹田の成長戦略を広く内外に発信していくことを予定しており、その経済波及効果を算出するための経費として、今回新たに200万円の予算を計上しております。

委 員：以前に吹田市では預託金の削減を検討されたことがあるということを知っているのですが、過去に、大阪府が預託金を大幅に削減したことによって零細な中小企業者が制度融資を十分に活用できない状況が生まれています。そういった中で、吹田市が預託金を3億円で維持していることは非常に大事なことであると思います。ですから商工費を増やすことはもちろん重要ですが、預託金を削って他の事業予算に充てるということは、本来の趣旨から言うところとあまり良くないのではないかと思います。

産業施策を重視することは、吹田市全体の税収を増やすことにつながるものですので、私はこの部分にしっかりと力点を置かなければいけないということ、これまで毎年、こういった予算の説明を聞いた後に必ず申し述べてきています。まち産業活性部の皆様が、こういった予算状況の中でも色々な取組をされて成果を上げられているということは理解していますが、より一層人員や予算を増大させていくことが税収の引き上げにつながっていくということ、改めて認識していただくことが大事であると思います。

事務局：皆様から色々と御指摘を頂いておりますが、私たちも商工予算については常に増やしていきたいと考えているところです。また、市全体において予算状況が非常に厳しい状況にある中で、例えば先ほど御説明させていただいた市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業など、予算がなくても個性のある事業を実施することで、市内で新規に事業を始められる方を支援していきたいと考えていますし、

今後、商工会議所の方々とも連携をしながら、特徴のある創業支援施策を行っていく中で、吹田がチャレンジャーを応援するまちであるということを前面に押し出していきたいということも考えております。

厳しい予算状況について御指摘を頂いていることについては非常に心苦しいところではありますが、私たちも知恵を出し合いながら頑張っていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

会 長：それでは次に、「(2) 商工振興施策の推進に係る新たなビジョンの策定について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号2」を御覧ください。

こちらの議題については、前回の会議の中で、現行の吹田市新商工振興ビジョンについての概要や策定経過、また、現行のビジョンが抱えている課題を御説明させていただいた上で、平成28年度以降に活用を予定している新たなビジョンの策定目的や策定方針、また検討体制等について御説明をさせていただきました。前回の資料に対しては、各委員の方々からいくつか御意見を頂いているところですが、頂いた御意見につきましては、事務局のほうでも必要な部分は取り入れながら、今後の検討作業を進めていきたいと考えております。

本日の資料につきましては、前回の資料では御説明ができていなかった部分について、本市の施策体系におけるビジョンの位置付けや検討体制、また、専門部会の開催スケジュール等について、改めて御確認させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

#### — 資料番号2及び参考資料に基づき説明 —

なお、前回の資料において、新たに設置するビジョン策定専門部会を本協議会の下部組織として位置付けるという御説明をさせていただいた中で、専門部会で議論したことを本協議会においてどのように扱っていくのかという御意見がありました。本協議会及び専門部会については、委員の皆様で何かを決定していただくという機関ではなく、あくまで市が進めていく施策に対してそれぞれの委員の方々から必要な意見をお伺いするという位置付けのものになります。従って、本協議会において、ビジョン策定専門部会の中で議論した内容についての承認機能を持たせるようなことは難しいと考えておりますが、本協議会の委員の方々に対しては、専門部会開催ごとに資料及び議事録の送付を行うなど議論の進捗について共有を図るとともに、本協議会開催時においては、それまでの専門部会における議論の経過について改めて報告を行い、必要があればビジョン策定について本協議会委員からも意見を聴取するという形で進めていければと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：二点御質問させていただきます。

一点目は、施策体系についてですが、総合計画(案)のルート7における7-2の分野については、今回策定を進めようとしている新たなビジョンには含まれないのでしょうか。参考資料を見ると、7-2の内容はJOBナビuitaなど労働関連施策の内容になっていると思いますが、大阪府が障害者雇用の日本一を目指しているという中で、吹田市が何をすべきかということも考えていく必要があると思います。

二点目は、会議の開催スケジュールについてです。来年度の本協議会の開催回数が3回となっている中で、どのタイミングでの開催が適切なのかということですが、ビジョン策定専門部会が4回開催されるということであれば、本協議会を4月に開催するよりも、第2回専門部会の開催後の10月頃に開催するほうが良いのではないかと思います。

事務局：まず施策体系については、総合計画以下の体系の中で、新たなビジョンの位置づけを分かりやすく説明させていただくために、資料の図を用いて御説明させていただいたところです。ただ、確かに、企業支援施策と労働施策は完全に切り分けて考えるものではありませんので、実際にビジョンの内容を検討していく段階で、必要な部分についてはしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

次にスケジュール案についてですが、本協議会においては、例年4月に新年度予算等についての説明をさせていただいております。また、今年の7月は委員の選任の関係で開催させていただく必要があります。来年2月には、例年通り次年度の予算案等についての説明をさせていただくために開催を予定しております。委員御指摘のように、可能であれば4回の専門部会を開催する間にも本協議会を開催するべきであるとは思いますが、本協議会については来年度3回という開催回数の制限がある中で、現状ではこのようなスケジュールで御提案させていただいております。

委員：まず意見を申し上げます。

施策体系の中で観光ビジョンについても見直しをされることになっていますが、そうであれば商工振興ビジョンと一体のビジョンにする方が良いのではないかと思います。産業振興条例をつくる時にも同じような意見があり、その時には農業分野をどうするのかという議論もありましたが、今回は農業については触れられていません。しかし、少なくとも観光分野は施策の大きな柱にもなっていますから、商工施策と観光施策を切り離すのではなく、一体的な議論が必要ではないかと思います。

それから、先ほどの説明の中で、本協議会や専門部会が意見を聴く場であるという説明があったと思いますが、そうであったとしても、産業振興条例の制定過程や条例制定後の作業部会においては、参加者の合意づくりを大切にしたい会議が運営されてきた経過があります。意見を聴くだけでなく、参加者の意見が対立した場合でも、しっかりと議論を重ねて合意を形成していくという場でもあると思いますし、特に本協議会においては人材を育成していく場でもありますから、そういったことを重要な視点として位置付けていただきたいと思います。

次に、三点質問させていただきます。

一点目については、前回の協議会において、ビジョンについて墨田区のマスタープランの事例を御説明いただきましたが、墨田区に視察に行かれたことで、そこから学んで新たなビジョンづくりに活かされようとしていることがあれば教えていただきたいと思います。

二点目ですが、墨田区においてはマスタープラン策定にあたっての実態調査とヒアリングが非常に丁寧に実施されており、これほど丁寧に現状把握を行い、将来を見越した議論を積み重ねられている

自治体は少ないのではないかと思います。本市において、そういった調査やヒアリングの実施について現状で想定されているものがあれば教えていただきたいと思います。

最後に三点目ですが、この専門部会については、傍聴はできるものになるのでしょうか。

事務局：まず一点目についてですが、昨年私たちは先進都市派遣研修ということで墨田区を視察させていただきました。その中で、墨田区のマスタープランについても話を伺い、本市のこれからの取り組みにおいて非常に参考になる内容であると感じましたので、前回、本協議会においても皆様にご紹介させていただきました。具体的には、墨田区のマスタープランにおいては、墨田区の産業の強みと、その強みであるものづくり分野をどのように伸ばしていきたいのかということが非常に明確にされています。本市における現行の商工振興ビジョンにおいては、前回の資料の中でも課題として御説明させていただきましたが、少し総花的になっている部分があると感じています。もちろんビジョンにおいては総花的な部分も必要かもしれませんが、市民や市内事業者の方々に対しては、産業振興施策における市の方向性や具体的な取組内容をもっと明確に示していくべきではないかと考えておりました。そういった部分を墨田区のマスタープランから少しでも取り入れることが出来ればと考えております。

二点目の調査やヒアリングについてですが、こういったビジョンを策定する際には、当然、現状把握や実態把握を踏まえた計画作りというものが必要であり、本市においても新たなビジョンを策定するにあたっては、改めて市内の事業所実態や事業所の方々の御意見を把握していく必要があると考えております。ただ、そういった調査やヒアリングについては、実施規模によって必要となる予算規模も変わってきます。少なくとも来年度については、そのための予算は付いておりませんので、もし予算が必要となる調査等を行うということになれば平成 27 年度予算において実施をせざるを得ないということになります。いずれにしても調査やヒアリング等をどういった規模で実施するのか、またそのためにどの程度の予算が必要なのかということについては、来年度早々に検討した上で、できる限りのことを行った上で新たなビジョンの策定に役立てていきたいと考えております。

三点目の会議の傍聴についてですが、専門部会で議論する内容については特に非公開にする内容のものではないと思いますので、傍聴は出来る形で開催していきたいと思っております。

委員：予算の話が出ると意見を言いづらいのですが、特に墨田区におけるヒアリング調査は、国や東京都、小規模事業者から大企業まで、あらゆるところから意見の聴き取りをされており、非常に参考になると思います。吹田市の企業であれば、予算がなくても協力してくれるところもあると思いますので、平成 27 年度ではなく平成 26 年度からそういった作業に入っていくことが重要ではないかと思っております。

会長：商工振興施策の推進に係る新たなビジョンについては、これからの議論になりますので、次回以降も積極的に皆様からの御意見を頂ければと思います。

それでは次に、「(3) その他 ア 吹田市起業家交流会の開催実績及び実施体制について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号3」を御覧ください。

— 資料番号3に基づき説明 —

なお、第9回の起業家交流会については、資料作成時点では参加者数を入れておりませんが、2月21日に開催させていただいた結果、55名の方に御参加いただきました。

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：今御説明があったように、実行委員会においては、江坂会場、吹田会場それぞれに責任者を置くなど、体制がかなりしっかりしてきていると思います。

委員：参加者についてもかなり多様化してきており、初参加の方も増えてきているので、開催する側としても嬉しく感じています。起業家交流会については、これからも継続していく中で、更に良いものにしていく必要があると思いますが、それだけではなく、その後につながる何かを作っていきたいということも考えています。

委員：開催回数については、当初はなかなか定着したものにならなかったのですが、今ではかなり回数も定着してきており、続けることに意味があるということを感じています。今後は交流会の後に、実際に起業家同士のコラボレーションにつながるような実績を積み重ねていくことができればと思います。

会長：それでは次に、前回の協議会において委員の方々から説明の要望のあった内容として、「イ 吹田市大規模小売店舗設置に関する協議要綱に基づく意見の提出について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは「資料番号4」を御覧ください。

— 資料番号4に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：資料集7ページに記載されている7点の事項については、設置者に対して意見を出すと回答が返って来ると思うのですが、その回答について不満があればその後の手続はどうなるのでしょうか。

それから、ただ今の御説明では、設置者に対しては事前に産業振興条例等についての説明をされているということでした。例えば環境アセスにおいては、条例に沿ってきちんと手続が進められていきますが、産業振興条例においても定められている内容についてはある程度の強制力を持つものである

と思います。商業の活性化に関する要項の検討段階においても大型店対策が必要だということは熱心に議論されてきましたし、商店街の方々はずいぶんと拘ってこられた部分であり、そういった考え方を設置者に対してどのように理解させ、実行させるのかということが非常に大事であると思うのですが、法的にはどのような考え方になるのでしょうか。

事務局：まず、設置者からの回答に対して不満があった場合についてですが、例えば駐車場台数などについては、すまいる条例において規定がありますので、そういった部分について設置者に不備があった場合には手続を進める中で設置者に改善を求めていくことは出来ます。しかし、交通環境や歩行者の通行状況に関する事などについての意見に対して、設置者が回答の中で努めようとする内容については、その内容が不十分かどうか、その時点では分かりませんので、設置者に対してそれ以上のことを求めるということは現状では行っておりません。

また、設置者から最初に相談を受ける際には、産業振興条例の内容も説明した上で、条例の理念に沿った事業活動を行っていただくようお願いさせていただいております。商業施設だけではなく、大規模住宅等の開発の際にも設置者の方々とは同様の話をさせていただいております。また、こちらが伝えた考え方に対して、設置者がどれだけのことを行っているかということについての後追いは現状ではなかなか難しいのですが、設置者に対するアンケートを昨年から実施させていただいております。そのアンケートについては、現状ではまだ設置者からの回答が返ってきている段階ではありませんが、アンケート項目の中には、産業振興条例に基づいて、市内雇用の確保や市内事業者との受発注にどのように努めているかというようなことも盛り込んでおります。

法的には、大店立地法に規定されている以上のことを設置者に求めることは難しいのですが、より早く市が出店情報を把握するために、設置者に対しては、大店立地法よりも早く本市の協議要綱に基づく協議を行うことと、設置場所のおおよそ半径1 km以内にある商業団体に対して事前に出店についての説明を行っていただくことなどをお願いさせていただいております。

委員：ただ今、アンケート実施の御説明がありましたので、引き続きお願いしたいと思うのですが、設置者が約束していたことがどのように実行されていくのかということを定期的にチェックしていくということが非常に大事なことはないかと思います。

また、現代では企業にとっては法令順守ということが当たり前のように叫ばれている時代ですので、大店立地法における規制だけでなく、地域ごとの条例についても御協力いただくということが大事だと思いますので、そういった観点をしっかりと押し出していきたいと思っております。

会長：私も、確かに大店立地法においては、大型店や中型店の出店について、フリーな部分がかなり大きくなっていると思いますが、地域ごとの状況に対する御対応をお願いしたいと思います。

委員：そもそも、こういった出店については、なぜ地域経済振興室との協議を行う必要があるのでしょうか。設置者から出される事業計画を見ても、地域経済振興室との協議を行うような内容には思えません。

私たちが本当に確認しなければならないことは、そういった店舗ができたことによって、周りの店舗が潰れていないかということではないでしょうか。そういったことは、設置者に対して意見を出す

ことはできませんが、大規模店舗の出店によって、周辺地域にどのような影響があるかということ把握することが必要ではないかと思っています。

事務局：大店法の時代には出店調整という形での規制があり、そういったことに関する意見を出すことができていましたが、大店立地法になり、法律の趣旨が変わってからは、設置者に対して以前のような規制をかけることはできなくなりました。それでも、引き続き私たちの意見を設置者に伝える場が必要であるということで、法律の趣旨と私たちが伝えたいことは異なっている状況であるかもしれませんが、こういった形で皆様と意見交換を行ったり、設置者に対して意見を伝えたりすることを続けさせていただいております。

事務局：大店法の時代には、本協議会の役割が大店法に基づき設置者に意見を出す場という位置付けがされてきました。大店法から大店立地法に変わったときに、法律の趣旨が生活環境の保持ということになりましたので、本協議会で意見を出すことが適切かどうかという議論もありましたが、各委員の方々から法律が変わったとしても、設置者に対して意見を言う場が欲しいという御意見がありましたので、それに基づいて私たちも協議要綱や指導要綱の中で早い時期に御意見を頂くということになっています。もちろん大店立地法に基づいて意見を出す機会もあるのですが、それよりも早い段階で市からの意見を出す場が必要だろうということで、大店立地法に基づく協議よりも先に、市の要綱に基づく協議を求めることになっています。その協議が進まなければ、すまいる条例に基づく開発手続も進まないということになりますので、そういった中で、出来るだけ早い段階で市としての考え方を伝えることの出来る機会を設けているということで御理解いただきたいと思います。

会長：最後に、次第3「その他」ですが、何かありますでしょうか。

事務局：それでは、本日お配りさせていただいているチラシについて簡単に御説明させていただきます。

一つは中小企業セミナーの「ホームページ導入&活用セミナー」についてのチラシですが、平成26年度から事業者によるホームページの新規開設に対する補助金を新たに創設するということもあり、ホームページをまだ持っていなかったり、上手く活用できていなかったりする事業者向けのセミナーとして、3月5日に開催させていただく予定です。また、セミナー終了後には講師の方と参加者を交えた異業種交流会の開催も予定しています。

もう一つは、吹田市のイメージキャラクターであるすいたんのデザインを商品に使えるようになったという御案内です。すいたんのPRと吹田市の活性化のために是非御活用いただきたいということで、今年の3月から使用申請の受付を開始いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、事業所支援施策検討作業部会についてですが、前回の協議会において、作業部会における議論の内容については、作業部会に参加されていない本協議会の委員の方々も含めて情報共有する必要があるのではないかという御指摘を頂いておりました。今後、作業部会を開催した際には、資料と議事録については、作業部会に参加されていない委員の方々も含めて御報告させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長：それでは、これで本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。